

井澤弥惣兵衛為永に関する既往研究と一次史料 —紀州藩内の事績を中心として—

西山 孝樹¹・藤田 龍之²・藤田 宏之³

¹ 正会員 日本大学助教 理工学部まちづくり工学科 (〒101-8308 東京都千代田区神田駿河台 1-8-14)

E-mail: nishiyama.takaki@nihon-u.ac.jp (Corresponding Author)

² 正会員 イムノサイエンス株式会社 (〒963-8852 福島県郡山市台新 1-10-11)

E-mail: info@imuno.co.jp

³ 非会員 埼玉県立川の博物館 研究交流部 (〒369-1217 埼玉県大里郡寄居町小園 39)

E-mail: hiroyuki_fujita@river-museum.jp

本稿では、紀州藩の役人で、8代将軍徳川吉宗に召し出された井澤弥惣兵衛為永に着目した。紀州藩内に加えて、埼玉県に開削された見沼代用水の開削に関しても、一次史料に掲載されていない事績が井澤弥惣兵衛為永の事績であるかのような記述が散見されるようになってきた。そこで、井澤弥惣兵衛為永の出生や紀州藩内の社会基盤整備に関する既往研究および一次史料を整理することとした。その結果、紀州藩内の事績をまとめた『南紀徳川史』には、詳細は不明であると書かれているに過ぎなかった。また、最も疑問が残る埼玉県見沼代用水の開削に関しては、一次史料など、それらの根拠は不明のままで様々な評価や論説が示されていた。そして、正確な史料から、史実を明らかに示していく必要性を示した。

Key Words: Kishu Clan, Izawa Yasobe Tamenaga, Ohata Saizo, "Kishu method" of river engineering

1. はじめに

筆者らは、和歌山県北部を西流する紀の川に着目してきた。その紀の川上・中流域を対象として、地形データと古文書を重ね合わせ、古代から近世中期までの灌漑水利の変遷について考察を行った。その結果、近世初頭に僧侶であった応其上人が溜池の築堤や改修、紀州藩の事業として紀の川の堤防築堤や用水路開削が行われ、紀の川に対して横断方向の開発から本格的に大規模な縦断方向の新田開発へ転化していったことを明らかにしたり。

それまで、新田開発ができなかった氾濫原や後背湿地の低地では、江戸時代中期、宝永年間(1704~1711)に紀の川から引水した小田井用水をはじめとする長大な用水路が開削された。これら灌漑施設は、大畑才蔵によって計画、施工され、紀州藩において安定的な耕作地を確保できたのは彼による功績は非常に大きい。

(1) 紀州で培われた土木技術に対する評価の差異

しかしながら、徳川吉宗による享保の改革で、紀州藩から江戸幕府へ召し出された井澤弥惣兵衛為永が「“紀州流”治水・利水の祖」などというような評価がなされるようになった²⁾。さらに、その井澤弥惣兵衛為永が開

削したとされる見沼代用水が流れる埼玉県では、戦後になって先の井澤弥惣兵衛為永に焦点を当てた講演会の開催や文献が発刊されるようになった。

このように、「紀州流の祖」と評された井澤弥惣兵衛為永であるが、その出所である紀州に目を向けると、社会基盤整備を実施したという記録は殆ど残されておらず、海南市に現存する亀池築堤に関することのみであった。

他方、埼玉県を含む武蔵国では、紀州藩内で数多くの灌漑施設を整備した大畑才蔵の名前は全くと言っていいほど知られていない。このように、紀州と武蔵において、大畑才蔵と井澤弥惣兵衛為永の評価に大きな乖離があるといつてよい。さらに、大畑才蔵の業績をいかにも井澤弥惣兵衛為永の業績かのような表現で文章を展開する文献も目立ってきた³⁾。この段階で、大畑才蔵を中心に紀州藩内で灌漑施設の整備に東奔西走した彼らの事績を種々の史料を提示しつつ、客観的に史実を整理しておくことが急務であると考えられる。

なお、先述した「紀州流」と呼ばれる土木技術そのものが存在していたかについても、検討する必要がある。本研究では、まずその第一歩として、井澤弥惣兵衛為永に関する既往研究および一次史料を整理して、彼の評価を再検証したい。

2. 研究方法

本研究では、井澤弥惣兵衛為永に関する一次史料および既往研究を整理していくこととした。

紀州藩内の事績には、近世紀州藩の重要な史料集と位置づけられる『南紀徳川史』、橋本市が編纂した大畑才蔵に関する一次史料が網羅された『大畑才蔵』をすべて読み、「井澤弥惣兵衛為永」の記述を抜き出した^{4,5)}。

続く、江戸幕府における事績については、江戸幕府政治史研究において、初めての網羅的・客観的なデータベースとしての価値づけがされている『徳川実紀』⁶⁾をすべて読み解き、そのなかから「井澤弥惣兵衛為永」の記述を抜き出した。

3. 紀州藩内の灌漑施設整備に関わった人物

紀州藩の社会基盤整備について、まずは大畑才蔵と井澤弥惣兵衛為永という2人の関係を明らかにしなければならないと考えられる(表-1参照)。大畑才蔵とは、地元の庄屋から紀州藩の役人に抜擢され、藩内の土木事業に携わった人物である。図-1に示したように、大畑才蔵は元禄17(1704)年に西川、宝永3(1706)年には、亀の川の改修工事を行っている⁷⁾。これは、蛇行部を直線にし、それに伴う代替地として、低湿地を干拓した。当時の普請内容に迫る史料は残されていないが、藩の直轄事業であり、大規模なものであったと考えられる。利根川のような大河川ではないものの瀬替という発想は、紀州内においても存在していたとみられる。

元禄9(1696)年、大畑才蔵が55歳で紀州藩の地方役人(地方手代並)として抜擢された(表-1)。そのとき、井澤弥惣兵衛為永は34歳で藩の添奉行、大畑才蔵の上司であった。その井澤弥惣兵衛為永に対する評価として、小田井、藤崎井の開削、亀池築堤を行ったとする文献が多々見受けられる。しかし、小田井開削に当り用水路開削に伴う水盛器による測量、人員の配置計画、現場の指揮・監督は大畑才蔵の手によるもので、彼なしには紀の川から導水した用水路による新田開発は不可能であったといえる⁸⁾。井澤弥惣兵衛為永によるとされる亀池築堤に関しても大畑才蔵が二度現場に足を運んでおり、築堤に関して何らかの調整を行ったとみられる^{11,9)}。

井澤弥惣兵衛為永は、藩との調整、予算の管理に当たり、進捗状況の確認のために現場へ入ることはあったとしても、実質的に用水路開削に携わった大畑才蔵の日記や工事記録には井澤弥惣兵衛為永に大畑才蔵が工事の進捗を報告した記録は存在していたが、作業に従事したという記録は一行も存在していなかった。

その後の享保11(1726)年、武蔵国では井澤弥惣兵衛

表-1 紀州藩内の大畑と井沢の関係³⁸⁾

大畑才蔵			井沢弥惣兵衛為永		
西暦/年号	年齢	事績	西暦/年号	年齢	事績
1642 寛永19	0	学文路村に誕生 (現 橋本市学文路)			
			1663 寛文3	0	溝口村に誕生 (現 海南市野上新)
1687 貞享4	46	学文路村庄屋となる (この頃より、8年間)			
1696 元禄9	55	紀州藩に召し出され、 地方手代並となる	1690 元禄3	28	紀州藩に召し出され、 勘定方となる
1697 元禄10	56	勘定人並に昇進する	1696 元禄9	34	井沢弥惣兵衛が大畑 才蔵を藩に召し出す
1699 元禄12	58	6月より藤崎井を開削 (翌3月頃完成)			
1704 宝永元年	63	西川改修工事 75日間			
1705 宝永2年		和田川改修工事			
1706 宝永3年	65	亀の川改修工事 106日間	1706 宝永3年	44	亀の川改修工事
1707 宝永4年	66	小田井用水開削 (第一期工事)			
1708 宝永5年	67	12月、第一期工事終了			
1709 宝永6年	68	小田井用水開削 (第二期工事)			
1710 宝永7年	69	亀池の築堤に 二度立ち会う	1710 宝永7年	48	亀池の築堤
1720 享保5年	79	死亡			
			1722 享保7年	60	徳川吉宗に召され、 江戸へ

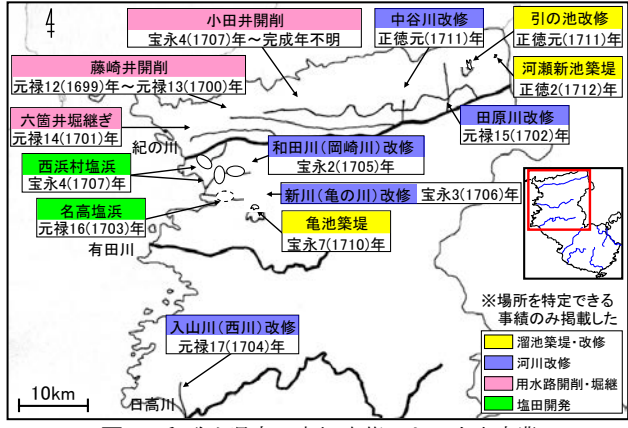


図-1 和歌山県内の大畑才蔵による土木事業

為永が関与したとみられる見沼代用水が開削された。ここでは、大畑才蔵による小田井用水開削時と酷似した技術が用いられた。また、井澤弥惣兵衛為永が享保7(1722)年に江戸へ上った際に技術者集団も共に召されたこともわかっており、その集団が大畑才蔵の技術を継承し、江戸へ持ち込んだとみることもできる^{9,10)}。

見沼代用水の開削は、延宝9年(1673)の溜井開発の要望の一部に含まれており、単に井澤弥惣兵衛為永の計画によるものではなく、それ以前からあった地元の計画を整理して実施したとするものもみられる^{11,12,13)}。

(1) 既往研究にみる井澤弥惣兵衛為永の出生

このように、井澤弥惣兵衛為永について多くの疑問が残っている状況にあった。そこで、井澤弥惣兵衛為永に関する出生を『海南市史 第二巻 各説編』¹⁴⁾にみると、「井沢弥惣兵衛為永の出生については、直接これを証する史料が見あたらない。」

とあり、出生の詳細はわかっておらず、同文献¹⁴⁾には、「しかし、彼に関する史料は意外に少なく、いまだ意を尽くした評価が出ていないのが現状である。本稿も、二、三の新史料を紹介するほかは、先人の著述を追従

するにとどまっている。郷土研究の基本的な地誌と言われる『紀伊続風土記』でさえ、那賀郡野上荘の新村や溝口村の条では何ら触れられることなく、わずかに多田郷坂井村の亀池の項で「寛永（宝永の誤り）七年、伊沢弥左衛門といふもの、穿つ処にして…」とその名が出ているにすぎない。こうした事情もあってか、為永のことをあまりよく知らない人が多い。しかし、大正期のはじめ、一部の有識者の間に為永を顕彰しようとする気運が高まり、まず稲田正太郎（野上新）によって「井澤弥惣兵衛為永年譜」（以下「年譜」と略す。）が編集された。次いで大正三年（一九一四）九月には、亀池水利組合の手によって亀池の堤に顕彰碑が建立された。また翌四年秋には従五位が追贈されている。」

とある。井澤弥惣兵衛為永に関する史料は少なく、各々の史料を丁寧に読み解いた研究がないことが記されている。そして、井澤弥惣兵衛為永が評価され始めたのは大正時代における一部の有識者の間で彼を顕彰しようとしたことが影響している点も指摘していた。井奈良彦は¹⁹⁾、「井澤弥惣兵衛為永は、紀州藩士で水利家として著名な井沢弥太夫の長子として、和歌山県那賀郡溝口村（現海南市）に寛文3年（1663年）に生れた。幼少から秀で、村人は村界にある黒沢山の天狗の申し子とうわさしたという。元禄初年紀州藩主徳川光貞に登用され勘定方に抜てきされた。為永の技術は、父弥太夫からの伝授はもちろんであるが、当時藩に「才蔵記」で知られる土木技術の鬼才、大畑才蔵がおり、20才も年上の彼からも多くの技術を学んだといわれる。」

紀州藩士で水利家として著名な井沢弥太夫の長子と示されていたが、筆者らにとっては初見の見解が示されていた。井澤弥惣兵衛為永の出世については不明である点が多いとされているなかで、どの一次史料を参考にしたかは不明であった。このように、様々な学説が乱立するようになったのは、井澤弥惣兵衛為永を顕彰する碑を大正時代に建てたことが、一因となっていると思われる。

(2) 既往研究にみる井澤弥惣兵衛為永の業績

井澤弥惣兵衛為永の出生以外で、種々の土木事業について『海南市史 第二巻 各説編』をみると¹⁴⁾、「戦後、地方史の研究には顕著なものがある。しかし、新田開発に関する研究に限って言えば、まだまだこれからの感がある。今後この方面の研究が進めば、井澤弥惣兵衛為永が辿った足跡が浮き彫りにされてくることは間違いないだろう。」

とある。本章の冒頭でも示したが、井澤弥惣兵衛為永が持ち合わせていた土木技術も含め、彼が携わったとされる様々な事績は精査する必要があると考えられる。

既往研究に目を向けると、井澤弥惣兵衛為永による業

績の精査が不十分な文献等をさらに引用しているのが現状である。彼自身が、現場に足を運んだかは不明であるにもかかわらず、井澤弥惣兵衛為永の実績に含んでいるものが散見される。特に、井澤弥惣兵衛為永が江戸幕府へ登用後に関与したとされる事績の精査が不十分である状況にあるが、まずは紀州藩の事績を整理しておきたい。

『海南市史 第二巻 各説編』¹⁴⁾には、

「井澤弥惣兵衛為永は、紀州那賀郡溝口村（海南市野上新）に生まれ、若い頃から紀州藩に出仕し、地方役人として水利事業にその才能を遺憾なく発揮した。為永が手がけた仕事としては、海南市域では、亀池の築造や新川（亀ノ川）の開削（改修）などがその代表的なものである。」

亀池の築造、新川（亀ノ川）の開削（改修）が挙げられていた。さらに、同文献¹⁴⁾には、

「次に、井澤弥惣兵衛の業績として海南市内に残っているもののうち、亀池の築造と新川の開削ならびに佐々用水の改修について概観しておこう」

とあり、亀池の築造、新川（亀ノ川）の開削に加えて、佐々用水の改修も加わっている。

『和歌山県史 人物』¹⁵⁾で井澤弥惣兵衛為永の事績は、「元禄財政改革の中で大畑才蔵・保田太左衛門をはじめとした配下の地方功者多数を指揮、溜池築造・河川改修に活躍し、13年に藤崎井、宝永4年（1707）新川、6年小田井、7年の亀池が代表例。」

理由は不明であるが、大畑才蔵が開削した藤崎井用水、小田井用水までもが井澤弥惣兵衛為永の事績に含まれていた。井奈良彦¹⁶⁾も、

「元禄14年（1701年）藤崎堰、宝永6年（1709年）小田用水、宝永7年（1710年）亀池築造を行い、宝永年間から正徳年間にわたり佐々用水を建設した。中でも小田用水は、延長9里8町、面積1300町歩余の紀州最大の用水であり、亀池は池面積10町、水田327町の水源地、とくに長さ42間の樋堰は、築造後200年以上にわたり異状なく、大正3年地元組合では為永の碑を建立、遺徳をしのんだ。そのほかにも多くの計画がたてられ、後年実施されたものがあるといわれる。」

とあり、亀池の築造は井澤弥惣兵衛為永の共通した事績として書かれていた。新川の改修は『和歌山県史 人物』のみ¹⁵⁾、佐々用水の建設（改修ではない）は、『海南市史 第二巻 各説編』¹⁴⁾と井奈良彦¹⁶⁾が触れていた。

さらに、『和歌山県史 人物』⁷⁾および井奈良彦¹⁶⁾は、藤崎井用水と小田井用水も井澤弥惣兵衛為永の事績に含んでいた。重複する記述となるが、それら紀の川から引水する長大な用水路の開削は、大畑才蔵によるものであることを指摘しておきたい。

井澤弥惣兵衛為永の共通した土木事業の業績は、亀池が挙げられる。『海南市史 第一巻 通史編』には¹⁸⁾、

「新川の開削により下流域の治水が図られた村々に安定的に用水を確保するため、亀池の築造が実施された。亀池は海南市阪井にあり、溝口村から分村した野上新村出身の藩士井澤弥惣兵衛の指揮のもと、藩の直営工事として築造されたもので紀州屈指の大溜池である。宝永七年正月一六日に起工、農閑期の三か月余の突貫工事で四月二十日に竣工した。要した人夫総数五万五〇〇〇人、工費は銀七一貫、池を利用する水下一〇か村から人夫を出させ、村毎に受け持ち工区を割当て、それぞれの村の責任で施工させる方法をとったという。池の周囲約四キロメートル、満水面積約十三ヘクタール、貯水量約五四〇万立方メートルである。」

と示されていた。大正時代に井澤弥惣兵衛為永を顕彰しようとした稲田正太郎¹⁷⁾は、亀池について、

「五. 事業

(一) 亀池開築

海草郡巽村大字坂井にあり、寶永七年正月工を起し同年四月に竣成す。紀伊續風土記山東莊坂井村龜池の條に曰く

○龜池 村の南にあり寶永七年伊澤彌三左衛門と云ふもの穿つ處にして正月より功を初め四月工を竣ふと云ふ深さ八間周圍五十町大抵山にて圍めり池中小山在り那賀郡龜ノ川及近邊諸谷の水を受け下十ヶ村に注ぎ高七千石の田を養ふ谷嶮ならず故に急水の患なく棄樋の破損なしと云ふ樋長四十二間龜池の名は龜ノ川の流を受くるより起る、池の側に樟及藤の大樹在り。

中山は波を防ぎ堤を安全にす現在の堤は近年三四尺高く増築せるものにして水量約十萬立坪と稱す中山より西方山脚にかけて一の堤残り、減水すれば現はる。是はタンダ地とて龜池開築前にありしものなり、此の堤露出するまで減水すれば用水の灌漑は阪井に限り他に分たざるは古來の慣例か任せ溝及池を作るに夜燈火を點じて高低の測量をなせりと云ふ。龜池を作る時十六才との説在るも誤傳なり。（碑の部分は省略）」

『紀伊續風土記』の記述を引用しつつ、亀池を3ヶ月間で築堤し、高さ約10.3mを増堤したという。

ここで注目すべきは、「タンダ地（池力）」が亀池築造前に存在しており、そこに井澤弥惣兵衛為永の時代に増堤したと推察される記述がみられたことである。4ヶ月間で何もない地に一から堤を築くことは考えにくく、既存の堤を改修したと考えるのが一般的であろう。

また、井澤弥惣兵衛為永が提灯測量を採用したらしい。この記述は、どの一次史料を参考にしたかは不明であるが、『南紀徳川史』³⁾「俊傑伝」の「大畑才蔵」には、「才蔵水利實測之時は夜影に提灯を前路に掲げ照準となしつつ測量を遂げたりと其迂拙吃驚の外なき如く」とあり、大畑才蔵の業績を井澤弥惣兵衛為永の記述として流用したとも考えられる。いずれにしろ、稲田による

記述の拠りどころとなった文献等は不明な部分が多い。

次に、佐々用水についてみていきたい。『海南市史 第二巻 各説編』には¹⁴⁾、

「佐々用水とは、野上町下佐々の唐戸瀬橋（現在は少し上手に架け替えられている。）下の井堰から海南市の中野上・北野上地区へ通じる用水路のことである。佐々用水は、おそらく中世に築かれたものを改修したものだろうが、くわしい史料は残っていない。

阪井亀池御普請すんで

いこら野上の佐々の井へ

という俚謡が伝わっていることから、亀池完成の後に工事が行われたのだろうか、と推察するにとどまっている。その余のことは、よく分からない。」

井奈良彦⁸⁾は、佐々用水を井澤弥惣兵衛為永が建設したと述べていたが、『海南市史 第二巻 各説編』には明確に井澤弥惣兵衛為永が関与したという史料は発見されていないとあった。

稲田正太郎¹⁷⁾に至っては、新池（南野上村大字東上谷字焼残にあり、大規模な築堤計画のため、着手したものの中止）、諸井改修（貴志モロ井の改修）が井澤弥惣兵衛為永の事績として紹介されていた。

ここまでの文献で共通していえる井澤弥惣兵衛為永に関して、大畑才蔵が残している様な具体的な計算や作成した図面は出てきていない。井澤自らが先頭に立って、彼が持つ土木技術を投入したという一次史料は何一つ残されていないということである。このようなことから、井澤弥惣兵衛為永が多くの土木事業に携わったと言い切っているのかは甚だ疑問が残る状況にあった。

『海南市史 第二巻 各説編』には¹⁴⁾、

「為永は、徳川光貞（二代藩主）、綱教、頼職、吉宗、宗直と五代の藩主に仕え、三〇年の長きにわたって藩の土木事業にたずさわった。その間、領内の至るところで水利事業にたずさわったようである。たとえば『橋本市史』（中巻三〇ページ）には、為永が伊都郡方役人として、大畑才蔵を藩の役人（地方手伝）に取り立てたことが出ている。（以下略）」

とあり、紀の川から引水する長大な用水路を開削することとなる大畑才蔵を紀州藩へ登用したことが述べられていた。井澤弥惣兵衛為永が上司で、その部下の大畑才蔵が種々の灌漑施設整備の実質的な作業にあたっていたとみられる（表-1）。井澤弥惣兵衛為永は、大畑才蔵からの進捗等の報告を逐次受けていたと推察される。

このようなことから、井澤弥惣兵衛為永が具体的な灌漑施設の建設につきっきりで担当していたわけではないと思われる。この点については、後述する一次史料の整理を行った各項で詳述したい。そして、紀州の井澤弥惣兵衛為永に関する評価について、南方久晴¹⁹⁾は、

「今からちょうど12、13年前になりましたか、初め

て埼玉県に寄せていただきました。その時に非常に感激したことで今だに忘れられないことがございます。それは、井沢さん、井沢様なんですね、弥惣兵衛さん、弥惣兵衛様なんです。あるいは為永様、為永さんなんです。私どもの所では井澤弥惣兵衛とか、井澤為永とか申しておりますが、こちらへまいりますと皆、さんや様付けで呼んでいられることです。これには大感激をいたしました。（中略）そこで、「ご存じのように、海南市は埼玉県のように立派な弥惣兵衛の業績も残っておりませんし、ただ、あるのは新川と亀池くらいのものです」と、申し上げました。」

とあり、紀州と関東において井澤弥惣兵衛為永の評価に乖離があることに言及していた。

そして、最近になって松浦茂樹²⁰⁾は、井澤弥惣兵衛為永に関する興味深い論を展開している。

「大畑の上司である井澤は、藩の和歌山会所詰めであって、大畑を現地に派遣して新田開発の可能性を調査させ、その計画を行政的に支援する役割であった。つまり、普請場所や普請方法、費用額などからなる彼からの計画書を承認するのが井澤の仕事であった。彼みずから現地に行くことはあまりなかった。しかし、計画書を吟味していくなかで技術者ではなく地域開発プランナーとしての知識を身につけていったのだろう。」さらに、亀池については²⁰⁾,

表-2 『南紀徳川史』にみる井澤弥惣兵衛為永の記述

No	和暦	西暦	『南紀徳川史』
1	宝永 7	1710	一 正月伊澤彌三右衛門ヲシテ名草郡坂井村ノ龜池ヲ築造セシメナヶ村ニ注キ田七千石ヲ養フ事ハ郡制ノ部ニ詳也 龜池築造 龜池築造
2	宝永 7	1710	一 寶永七寅年正月伊澤彌三左衛門紀州名草郡多田郷坂井村の龜池を築造す 龜池は村の南にあり寶永七年伊澤彌三左衛門と云者の穿つ處にして正月より功を始め四月に功を畢ふといふ深さ八間周五十町大抵山にて囲めり池中に山あり那賀郡龜之川及近邊諸谷の水をうけて下十箇村に注ぎ高七千石の田を養ふ谷嶮ならす故に急水の患なく棄糧の破損なしといふ樋長四十二間龜池の名は龜之川の流れをうくるより起る池の側に樟及藤の大樹あり此地の東重根荘界小池あり大池といふ 紀伊國續風土記 龜池を築造す
3	享保 8	1723	一 三月九日御参府ニ付若山御發駕 三月十三日北伊勢御通行被遊 宮崎家舊記 駿州大井川満水に而御供中後るるに付同國江尻に一日御滞留廿三日江戸 御着府 十五代史に曰 七月十八日紀州ノ家臣井澤弥惣兵衛ヲ召シテ勘定トナス（二百俵ヲ給フ）新田開發及ヒ水利ノ事ニ通スルヲ以テ也
4			南紀徳川史卷之九十六 郡制第八 大畑才藏記第一 元禄寶永間 緒言 臣 堀内 信 編 該日記中伴六殿とは奉行大嶋伴六也、新兵衛殿とは奉行淡輪新兵衛にして田代七右衛門は其後任となれり七右衛門は元禄六年御勘定頭となり、爾來添奉行兼務又御勝手奉行を経、寶永五年九月新兵衛跡奉行に任ず三上兵之右衛門は元禄十一年七月添奉行に任ず、いづれも司農職に在る數十年間にして信任を辱ふし秩禄累進せり、井澤弥惣兵衛石川又右衛門下村傳太夫亦司農吏たるへしと雖も家譜傳わらされは詳ならず

「実際の現場指導は部下が行っていたのだろう。またこの築造中に大畑は現場を訪れている。井澤の役割は、現地での技術指導ではなく、プランナーとして、また行政官として事業を決定・推進していくことだったろう。」

プランナーあるいは行政官として事業を決定・推進していたと言い切って良いかどうかは再検討の余地はあるが、松浦の見解は筆者らが考える井澤弥惣兵衛為永の土木事業への関与形態に近い評価であると思われる。

4. 『南紀徳川史』にみる井澤弥惣兵衛為永の記述

ここまで、井澤弥惣兵衛為永の出生地である紀州藩内ある『南紀徳川史』の記述をすべて読み、井澤弥惣兵衛

表-3 『大畑才藏』にみる井澤弥惣兵衛為永の記述（1/6）

No	和暦	西暦	月日	『才藏勤書』
1	元禄 9	1696	3/22	一 三月若山会所詰廿二日此内ニ井沢弥惣兵衛殿ヲ以御抱可被遊と被仰聞候得共御用之筋ハ罷出可申候間御免被下候様ニ御願申上ヶ十五日相詰ル
2	正徳 4	1714	11/11	乍恐奉願口上 大畑才藏 一 九年以前被為 下置候新田六年以前禿村 神野々村川原にて新畠被為下式三年毛付候へ共去々辰ノ洪水にて荒申候仕入忤作徳も得取不申候当年在所ニ売地有之候得ハ買取此作徳を以十五年か廿年ニ返納可仕候間御見合之銀拝借奉願候其内何方にても替地被下候ハ、売払拝借銀急度上納可仕候 右之通御仰上被下候ハ、難有可奉存候 以上 午（正徳四）十一月 大畑才藏 右之願書午ノ十一月十一日井沢弥惣兵衛へ渡置
3	正徳 5	1715	11 月	口上 一 十年前身ニ余り難有被為 仰渡無ニ成候事迷惑ニ奉存候第一近年不作又ハ自分ニ仕立候新田水不足ニ付六年以前池自分普請返納米高直候出銀にて借銀大分かさミ三十年以来仕立候新田蔵本へ渡し候様ニ成事難儀仕候私会所御奉公も廿年勤申候出候時分私願出申ものも無御座候此儀ハ弥惣兵衛殿御存知にて御座候 右之通御達被下候ハ恭可奉存候 未二年十一月
4	正徳 5	1715	11 月	一 筆致啓上候御堅固ニ御勤被成と奉存候私儀無事ニ罷在候然ハ神野々川原新畑所先年之通松山ニ被為仕付候ニ付私ニ被為下候新畠荒残老反三畝余も代銀可被下而直段ノ儀書付出し候様ニと大庄屋方申渡し候ニ付私存念大庄屋へ返書仕候而直段之儀ハ神のの村方可申達と奉存候 一 右新畠荒候儀ニ付去年方度々御願申儀ニ御座候又々此度も願書として何とぞ被仰上可被下候恐拝仕候 大畑才藏 未十月廿三日 井澤弥惣兵衛様 西川勘右衛門様 森下次右衛門様

表-4 『大畑才藏』にみる井澤弥惣兵衛為永の記述（2/6）

No	和暦	西暦	月日	『才藏日記』
1	元禄 16	1703	正月廿七日方 二月二日迄	三小野田 一吐前村 一 自今若山詰造用銀御法之通被下趣 午二月二日会所にて井澤弥惣兵衛殿被仰渡
2	宝永 7	1710	二月六日方 八日迄	一 三日 相川弥一右衛門殿 名草新池 坂井村

における既往研究を整理してきた。次に、一次史料で為永に関する記述を抜き出したところ、表-2に示した4事項が記載されていた。そのうちの表-2No.1とNo.2の2事項は、亀池の築造に関するものであった。

表-2 No.3 では、8代将軍の徳川吉宗による享保の改革では、「新田開発及ヒ水利ノ事ニ通スルヲ以テ」であることから、井澤が江戸幕府へ登用されたことが『徳川十五代史』を引用して示されていた。なお、この記述は後述する『徳川実紀』にも同様の記載があった。

(1) 井澤弥惣兵衛為永の表記

井澤の名前が、表-2No.1では「伊澤彌三右衛門」であった。続く表-2No.2では、『紀伊続風土記』を引用しつつ、「伊澤彌三左衛門」という名前が付され、それぞれの事項で亀池を築堤した人物名が異なって記載されていた。さらに、表-2No.3とNo.4になると「井澤弥惣兵衛」の表記へと変わった。『南紀徳川史』で登場する「伊澤彌三右衛門」「伊澤彌三左衛門」「井澤弥惣兵衛」は、「天保八年（一八三七）の頃には亀池の池守には坂井村の納庄屋であり、地士でもあった三右衛門（車屋佐々木）と他に弥兵衛が任命されており、三右衛門には給銀二五〇匁が支給されたようである（「佐々木家文書」）」

表-5 『大畑才蔵』にみる井澤弥惣兵衛為永の記述（3/6）

No	和暦	西暦	月日	『村々見分書』
1	記載なし		10/11	『書状之留書請取手形之留』（前半部分略） 右御仕形多様之儀大積に先年仕候松坂大工ニ御見せ被仰達可然様ニ郡奉行衆へ申達候間、委細ハ郡奉行衆より可被仰上候得共、私共存寄ハ先御繕置候御方と奉存候。先年御掛直し之節百三十両ほど入候様ニ庄屋申候。御繕置候共材木大工之外人足五六百人入可申様ニ奉存候。 但又御繕置之筈御座候へハ板橋にて軽ク被仰付候ハ、重リ無之もたへも永ク可有御座様ニ見へ申候以上。 十月十一日 才蔵 左太平 弥三兵衛様
2	記載なし		10/11	（前半部分略） 如此之大積ニ御座候得共春普請多候得ハ日用も御遣候ハて成間敷候ゆへ外新田方大積仕伺ひ可申と奉存積見候所ニ候。 松坂領分新規積頭書遣 才蔵 左太平 十月十一日 弥三兵衛様
3	記載なし		11/3	追啓（前半部分略） 右池水田丸へ参候との儀ハ庄屋共両度水盛候由相違も有之間敷候へ共、此度次手ニ今日より水盛見可申と奉存候。四五日中ニハ仕リ可罷帰候間、左様思召可被下候。以上 十一月三日 才蔵 左太平 弥惣兵衛様
4	記載なし		11/3	右目錄四通帳一冊此便リニ遣し、近日罷帰委細可申上候。恐惶謹言 十一月三日 大畑才蔵 大北左太平 井沢弥惣兵衛様

と示されていた。後に、一次史料から引用する際、井澤弥惣兵衛為永と坂井村の納庄屋かつ地士であった三右衛門の名を混同して抜き出した可能性が考えられる。

(2) 『南紀徳川史』にみる井澤弥惣兵衛為永の評価

『南紀徳川史』を編纂した堀内信は、井澤弥惣兵衛為永に関して（表-2No.4）、

「井澤弥惣兵衛石川又右衛門下村傳太夫亦司農吏たるへしと雖も家譜傳わられは詳ならず」

井澤家の系譜が不明と1行で評しているのみであった。

一方の大畑才蔵について、『南紀徳川史』「俊傑伝」

表-6 『大畑才蔵』にみる井澤弥惣兵衛為永の記述（4/6）

No	和暦	西暦	月日	『小田新井御堀次入下勘定之時留書』
1	宝永6	1709	5/8	伺ひ書 一所人足御免之儀ニ候得ハ竹木伐出候賃銀可被遣候哉と先達而申遣候節人々承知候と被仰下候故遠方上田山 藤井山方伐出候ニ賃銀渡しも御座候其後弥惣兵衛様へ伺候へハ御法違候事いかかと御申渡沙汰仕候通所人足ニ雇参候賃銀渡し候へハ井下方取返し御勘定ニハ所人足ニ仕立参申候哉（以下略）
2	宝永6	1709	5/7	小田新井妙寺 市原境南 岸洩所数ヶ所見へ申候由中いふり（中飯降）渡井台も洩り申候由沢之水留に申候と夫頭安右エ門方申来時分より禦入存し候只今申儀ニ候へ一時も早く仕立申度御座候間早天方御見合人足御寄と御取かけ被申候 尤中いふり（中飯降）又次郎も御伴御附至被下候此方岡村伝右エ門早々方御参衆御座候間人足御よせ御ふしん御願可申候為其如此御座候 以上 五月七日 才蔵 弥三兵衛様
3	宝永6	1709	5/11	内口上（前半部分略） 一粉河川迄十分通し申置随分心付候得共右之仕分ニて思まわり申事御座候 五月十一日 才蔵 弥惣兵衛様
4	宝永6	1709	5/11	貴翰致拝見候御ふしんニ付伺書進候処御付紙被成被仰下段有かたく存候御付紙申通勘定仕立可申候（中略） 一 おもき思召故も不存先日弥惣兵衛様御登り之筋池々之儀先当年水も通し井下へも快進其上当度以後御吟味方も可然哉と申候者拙者存よりニて御座候御吟味被遊候を是以御無用之儀立申入ニて毛頭無御座候存寄と申たる迄ニ御座候間是も御捨可被下候以上 五月十一日 才蔵 弥惣兵衛様 勘右衛門様

表-7 『大畑才蔵』にみる井澤弥惣兵衛為永の記述（5/6）

No	和暦	西暦	月日	『地方役人衆姓名録』
1	記載なし			手形改 井澤弥三（惣）兵衛 在方御用勤申候 大橋平左衛門 御勘定人之内方当分 永井伝太夫（以下略）

表-8 『大畑才蔵』にみる井澤弥惣兵衛為永の記述（6/6）

No	和暦	西暦	月日	『慈尊院明神氏人』
1	記載なし		12/27	高野山開書 一 来春高野山并附国摩耶山へ 御上使被為成御座候由江戸在番五日飛脚にて高野山へ申来候由品ハ不知候得共山にて内さた仕候ハ行学出入不絶仕候ニ付寛文年中（1661～73）之通山之御仕置成可申哉又ハ堂社御見分ニて可有御座候とさた仕候由（以下略） 右さた承候通知如斯御座候以上 十二月廿七日 才蔵 弥惣兵衛様

では、彼の事績を詳細に紹介しており、大畑才蔵自身が記した「才蔵日記」が、淀川の治水工事で有名な河村瑞賢と同列に掲載されていた。しかし、井澤弥惣兵衛為永については、大畑才蔵の様に「俊傑伝」で取り上げられたり、関連する史料が掲載されたりすることはなかった。

5. 『大畑才蔵』にみる井澤弥惣兵衛為永の記述

大畑才蔵に関する史料がまとめられた『大畑才蔵』に井澤弥惣兵衛為永の名が付された事項は、表-3 から表-8 の16項目にみられた。表-4 の『才蔵日記』をみると、

「一 三日
相川弥一右衛門殿 名草新池 坂井村」

とだけ書かれていた。本事項は、井澤弥惣兵衛為永が携わったとされる亀池築堤に関する項目と考えられる。しかしながら、この大畑才蔵自身が綴った『才蔵日記』には井澤弥惣兵衛為永の名前すら出てこない。さらに、表

表-9 『徳川実紀』にみる井澤弥惣兵衛為永の記述 (1/4)

No	和暦	西暦	月日	『徳川実紀』
	正徳2	1712	7/1	勘定組頭杉岡彌太郎能連、萩原源左衛門美雅ともに吟味役となり、加秩ありて各實録五百石となる。これは新に役られし所なり。よて仰下さるは、公料の賦税、并に代官の勤めを査検し、諸國の税米運漕、公料の河功、すべて其地によりて營造の事、諸國驛馬、又金山點檢の事ども、心いれてつかふまつるべしとなり。勘定吟味役創置
	正徳2	1712	7/1	勘定所は〔これア〕古の大司空の職にて、天下萬民の〔ア无〕苦楽の關係する所なれば、奉行の人のみにて〔人のみに衆事をすべ掌らしめてはア〕、衆事をすべ掌りては、事ととのふべからず、別にかかる職を置れん事を、新井筑後守君美が建白せしによりてとぞ聞えき。勘定吟味役職制
	享保7	1722	9/28	この日令せらるるは、すべて新田開墾あるべき所をただされて、さはることなくば、そのまま墾闢せらるべし。私領の地の邊〔ほとりト〕、これまでさずある山野、海濱、洲渚、河岸類は、公よりひらかるべし。しかれども私領の中に、ひらくべきの地あるは、そのかざりにあらうとなり。新田開墾令
1	享保8	1723		この日紀藩の士井澤弥惣兵衛為永新にめし出されて勘定となり。廩米二百俵を給ふ。これは新田の開墾、河渠の浚利など、年ごろ熟せしきこえあるをもてなり。(日記) 紀州藩士井澤為永被召出爲勘定
	享保8	1723	9/10	またこのほど國々水害かうぶりし地を、勘定の徒をして監視せしめらる。遣勘定徒巡視諸國水害地
2	享保8	1723	10/21	勘定井澤彌惣兵衛為永初て拜謁をたまふ。(日記)
	享保8	1723	11月	此月勘定局に令せらるるは、各所防堤の修築、今より後、十月より簿書をいだし、冬中に成功すべき地は速に命じ、もし年をこすとも、春中をかぎり落成するやうにはからふべし。是まで土民かざりに修理せしは、査檢のうへ僭役に命ずべし。ことは水患にて、營築の地も多ければ、代官に命じ、怠りなく査檢せしむべし。堤防修築制
	享保9	1724	3月	この月令せられしは、こたび大井川の修築仰付られたれば、常に心を用ひ、小破の中速に修理を加へ、洪水せば怠慢なく防がしむべし。此後金二百七十兩餘までの小修理は、公私領共に、川ぞひ并に川水を引用ゆる村々の農民より出銀せしむべし。費用多く民力に及びがたき時は、官より不足を補はるべし。臨時に檢使つかはさるべければ、小破の所をすて置、修理怠らば、有司等も過失たるべしとなり。大井川修築

-3 から表-8 に示した16項目は、大畑才蔵が種々の進捗状況を井澤弥惣兵衛為永へ報告している文書ばかりで、井澤弥惣兵衛為永が何かしらの灌漑施設に関与したという記述はみられなかった。

6. 江戸幕府における井澤弥惣兵衛為永の記述

(1) 『徳川実紀』にみる井澤弥惣兵衛為永の記述

江戸幕府における井澤弥惣兵衛為永に関して、『徳川実紀』からすべての事項を抜き出した。その抜き出した期間は、井澤弥惣兵衛為永が江戸幕府へ召し出された享保7(1722)年から職を辞した元文2(1737)年までを対象とした。そうしたところ、江戸幕府の勘定吟味役および灌漑施設等に関連して53事項が該当した。そのうち、井澤弥惣兵衛為永に関する記述は30事項であった。

享保16(1731)年(表-11 No.6)の事項をみると、「勘定吟味役格井澤彌惣兵衛為永、年頃職事に心いれるを褒せられ、官料三百俵下さる。利根、小貝、神流。

表-10 『徳川実紀』にみる井澤弥惣兵衛為永の記述 (2/4)

No	和暦	西暦	月日	『徳川実紀』
	享保9	1724	11/5	勘定奉行して令せられしは、此度利根川、荒川、江戸川、鬼怒川、小貝川、烏川、神流川のあたり、堤防の修理加ふべきにより、其費用武蔵、常陸、上野、安房、上總、下總六國に課役かけられ、十分の一は官より助け加へらるべし。よて六國の内公私領ともに、高百石より銀八文目三分の課金をいだしむべし。寺社領もこれに准じ、このとし十二月十日をかぎり、代官伊奈半左衛門忠達、池田新兵衛富明、池田喜八郎季隆三人のもとにおさめて、その券取置べしとなり。關東諸川修理課役
	享保10	1725	9/13	勘定奉行寛播磨守重賢、飯沼新田の巡視命ぜられ暇下され、新番頭渡邊外記永倫大坂定番引渡事はてて歸り謁す。
	享保10	1725	9/30	けふ勘定の局より、さりし甲辰〔享保九年〕の年に、利根、荒川、江戸川、鬼怒、小貝、神流、烏川等浚利の費用は、十分の一は官より出され、その餘は武蔵、常陸、上野、安房、上總、下總の公料、私領、寺社領まで課金をあて、鬼怒(水源陸奥國より出、下野國を經るをもて、課金またここに及ぶ)、渡良瀬川の費用は陸奥、下野の國より、富士、安倍、大井、天龍、千曲、犀川等は、駿河、遠江、三河、伊勢、伊豆、甲斐、信濃より出さしむべしと所々につたふ。諸川修理費用賦課制
3	享保10	1725	11/25	勘定井澤弥惣兵衛為永勘定吟味役に准ぜられ、加禄三百俵をたまふ。井澤為永爲勘定吟味役格
4	享保10	1725	12/18	布衣着することをゆるさるるもの四十五人。(中略)勘定吟味役格伊澤彌惣兵衛為永。(以下略)定期布衣
5	享保12	1727	6/25	けふ勘定奉行に仰下されしは、公料の租税、近ごろ多くは定免となりしが、其期年過、査檢ゆるみなば其詮なかるべし。近年は代官に雑費料をもたまはれば、わけて心を付べし。よて勘定奉行、吟味役より査檢なし、吟味役のうちおのおのつかさどる事をわかたれ。納税の事は神谷武右衛門久敬、細田彌三郎時以、國用のことは萩原源左衛門美雅、訴訟の事は杉岡彌太郎能連、辻六郎左衛門守參、新墾ならびに荒蕪開耕の事は井澤彌惣兵衛為永うけ給はり、猶久敬、時以にはかるべしとなり。
6	享保12	1727	10/15	又勘定奉行寛播磨守重賢に飯沼新墾田檢地の事命ぜられいとまを給ふ。書院番の子初見五人。飯沼新墾田檢地
	享保12	1727	10/15	又勘定奉行寛播磨守重賢に飯沼新墾田檢地の事命ぜられいとまを給ふ。

表-11 『徳川実紀』にみる井澤弥惣兵衛為永の記述 (3/4)

No	和暦	西暦	月日	『徳川実紀』
	享保 12	1727	11/15	勘定奉行算播磨守重賢飯沼よりかへり謁す。
	享保 13	1728	6/29	此日小笠原寛岐守長熙、土岐丹後守頼稔が家人等に銀をたまふ。これは大井川しばしば水害ありしに、ふせぎの事こころ用ひて沙汰しけるを褒せられしなり。
	享保 13	1728	11/30	けふ勘定の局より、去し未のとし（享保十一年）、利根川、荒川、江戸川の堤防修築、ことし八月修めし阿部川、大井川、酒匂川の費用、其國々の課金出す事を令す。諸川修築課役
	享保 14	1729	1/18	けふ享保九年の四月に、水利ならびに郡村境界の事令せられしが、今にこころ得たがひしものあるにやとて、かさねておなじ事を令せられ、代官、領主より、よくよきとすべしとなり。水利井郡村境界制
	享保 14	1729	7/19	川崎の益長田中休愚善古新田開墾、河渠堤防の事に熱せるをもて、さきに召出されしが、こたび改めて關東の内三万石あづけられ、月俸三十口賜ひ、支配勘定に准ぜしめられて、町奉行大岡越 前守忠相が所屬とせらる。田中休愚爲代官諱町奉行
7	享保 16	1731	1/26	勘定吟味役格井澤彌惣兵衛爲永、年頃職事に心いるを褒せられ、官料三百俵下さる。利根、小貝、神流、荒川の浚利、かつ入樋の事よくはからひし勘定の徒に銀をたまふ。勘定吟味役格井澤爲永賜官料二百俵
8	享保 16	1731	3/15	勘定吟味役格伊澤惣兵衛爲永甲信の河渠浚利奉りともにとまくださる。甲信河渠浚利
9	享保 16	1731	6/13	勘定吟味役井澤彌惣兵衛爲永は甲信の河渠堤防の修造はてて歸り謁す。
10	享保 16	1731	10/5	勘定吟味役格井澤彌惣兵衛爲永本役になる。
11	享保 17	1732	6月	此月勘定吟味役井澤彌惣兵衛爲永に仰下さるるは、各所營業の事奉るにより、國用のさま心得ずしてはさしつかゆる事もあるばしとて、吟味役命ぜられたり、然るに同僚と同じ勤めざまのよし聞ゆ。またく所々營業の事を本とすれば、同僚の勤とは、其さま變りて心得勤仕すべしとなり。
12	享保 17	1732	8/5	勘定吟味役井澤彌惣兵衛爲永越後の國河渠巡察の暇賜ふ。参考文献 1)p. 230 の年表享保 16 年は 17 年の間違いカ
	享保 17	1732	8/17	こたび利根川、江戸川、鬼怒川、小貝川、荒川、神流川、烏川の修陶あるにより、例の國々、課金の事令し下さること例のごとし。
13	享保 17	1732	11/13	勘定吟味役井澤彌惣兵衛爲永に暇たまはり、駿遠の兩國河渠のさま巡視せしめらる。
14	享保 17	1732	12/28	勘定吟味役井澤彌惣兵衛爲永大井川のほとり見巡り歸謁す。
	享保 18	1733	12/28	關東郡代伊奈半左衛門忠達世世精勤するをもて、宿老の所屬とせられ、勘定吟味役の首座を令ぜらる。關東郡代伊奈忠達爲老中所屬被命勘定吟味役首座
15	享保 19	1734	4/19	勘定吟味役井澤彌惣兵衛爲永に、大井川の浚利命ぜられて暇賜はる。（日記）大井川浚利
16	享保 19	1734	6/1	勘定吟味役井澤惣兵衛爲永大井川浚利はてて歸り謁す
17	享保 19	1734	7/6	こは去年の秋勘定吟味役井澤彌惣兵衛爲永して、兩人所管の地を檢せしめられしとき、相議して事はからふべきむね令せられしに、意見を固執し、豊凶のわかちなく、收租の事書つらねて、課金免されしをも、納たるところと注記し、民の艱困ををろそかにしたりとて、かくはとがめられしなり。このことにより勘定奉行杉岡佐渡守能連、細田丹波守正春も、心とどかざりしとて御前をとどめらる。
18	享保 19	1734	12/28	勘定吟味役井澤彌惣兵衛爲永甲斐の國より歸りて、ともに拜謁す。（日記）
19	享保 20	1735	8/10	勘定吟味役井澤彌惣兵衛爲永府にありながら、美濃國の郡代を兼しめらる。勘定吟味役井澤爲永美濃郡代兼帯
20	享保 20	1735	8/21	勘定吟味役井澤彌惣兵衛爲永美濃國所管の地に赴くべきいとま下さる。
21	享保 20	1735	9/19	勘定吟味役井澤彌惣兵衛爲永が子楠之丞正房も召出され、兩番に准ぜられ、三百俵賜はり、父爲永が職事見習ふべしと仰付らる。
22	享保 20	1735	12/10	勘定吟味役井澤彌惣兵衛爲永美濃國よりかへりおなじく拜謁す勘定吟味役井澤爲永歸謁
	元文元	1736	1/12	此日松平阿波守宗英、遠江國大井川浚利の助役命ぜられ、久世隠岐守暉之は鶴岡八幡宮の社修理の助役命ぜらる。大井川浚利及鶴岡八幡宮修理助役

荒川の浚利、かつ入樋の事よくはからひし勘定の徒に銀をたまふ。」

とあった。井澤弥惣兵衛為永だけではなく、その部下も關東の各河川における利水に長けていたことから、幕府は褒美を与えていた。井澤弥惣兵衛為永自身が土木技術を持っていたとは書かれておらず、紀州から優秀な技術者を引き連れて江戸へ向かったものと思われる。

關東では、当該の時代において井澤弥惣兵衛為永が独占的に社会基盤整備にあたっていたかのような記述もみられるが、その他の人物による整備も存在していた。幕府の社会基盤整備を一手に引き受けていたわけではない。

江戸幕府の勘定吟味役として、各地へ赴いた際は、『徳川実紀』には逐次その記録が残されていた。例えば、幕府の役人が各地へ赴いた際、江戸を出て戻ってきたことは表-11 の No.8 と No.9 の様に一揃いで記載されている。

表-12 『徳川実紀』にみる井澤弥惣兵衛為永の記述 (4/4)

No	和暦	西暦	月日	『徳川実紀』
23	元文元	1736	1/26	勘定吟味役井澤弥惣兵衛爲永大井川の役に赴くいとま賜はる。其子楠之丞正房同じく暇たまはり、父爲永と共にその事つかふまつるべしと命ぜらる。
24	元文元	1736	4/28	さきに大井川修理の目付使番簡井主殿忠雄ならびに勘定吟味役井澤彌惣兵衛爲永、その功はててかへり謁す。金五枚づつ下さる。また南部修理大夫利親に時服十五たまはり助役を褒せらる。家人等にもおなじく褒賜あり。大井川修理成
	元文元	1736	5/1	こたび大井川の役に人夫出したる松平阿波守宗英に、時服三十、家人等賜物物例の差あり。
	元文元	1736	5/3	けふ小笠原岐守長熙、本多紀伊守正珍が家士等物賜はり、大井川の堤防修築の時勤勞せしを褒せらる。これ長熙、正珍が所領是にかやせばなり。
25	元文元	1736	9/5	勘定吟味役井澤彌惣兵衛爲永が子同職見習楠之丞正房、檢地のこと命ぜられいとま給はる。
26	元文元	1736	9/11	此日勘定吟味役井澤彌惣兵衛爲永いとま賜はり、甲斐國に赴かしむ。
27	元文元	1736	9月	甲州の代官の輩に令せらるるは、昔より土民の營業し來りし河渠、近來しばしば修築あれども、大破に及べば、そのゆへを糺問し、心得共なるべき事は、勘定吟味役井澤彌惣兵衛爲永がもとに申達すべし、農民等が申むね尋問せしうへ、各の思ふ旨をいひこすべし。先年櫻田邸の領たりしときは、小祿の采地も入りまぢはりしよしなり。其時は近年のごとき修築はなしえがたかるべし、年をへしことなれば、文書も備らざるべけれど、なるべき程は、つばらに査檢に及び、たとへ證據なしといへども、ことはりに叶ひし事は、承り届け申出べし。夫により修築命ぜらるべければ、各そのおもふ所を、別々にしるして、聞えあぐべしとなり。甲州河渠修築制
28	元文元	1736	11/15	勘定吟味役井澤彌惣兵衛爲永甲斐の國より歸り謁す。
29	元文元	1736	12/15	勘定吟味役井澤彌惣兵衛爲永が子楠之丞正房、父が所管の地檢視はてて歸り謁す
	元文元	1736	2/晦日	甲斐國巨摩、八代、山梨三郡に令せらるるは、是迄郡中割出せし村々、今より後、郡中割の金高、百石に四兩づつ出すべし、其他は官費もて營業命ぜらるべし、水害にかかるべき地は、官より郡中割の出金もて修築せしめらるべし。大破に及ばざらん地は、向後民力もて便りよきやう修築すべし。村かぎりの營業は、その地のみにて出銀すべし。郡中割は此後出すに及ばずとなり。
30	元文2	1737	9/5	この日勘定吟味役兼美濃郡代井澤彌惣兵衛爲永病をもて郡代を免さる。美濃郡代井澤爲永病免
31	元文2	1737	12/29	勘定吟味役井澤彌惣兵衛爲永病免し寄合となる。其子楠之丞正房に、新田の事うけたまはるべき旨命ぜらる。勘定吟味役井澤爲永病免

る。そのようななかで、次章で述べる見沼代用水に井澤弥惣兵衛為永が関わったという記述は『徳川実紀』に一切掲載されていない点は疑問が残る状況にあった。

7. 関東における井澤弥惣兵衛為永の既往研究

享保7(1722)年、井澤弥惣兵衛為永は江戸幕府8代将軍であった徳川吉宗によって紀州藩から幕府の役人へ召し出された(表-1)。特に、筆者らは見沼代用水が流れる現在の武蔵国周辺に関する事績に疑問が残る。そこで、見沼代用水と井澤弥惣兵衛為永に関する既往研究を整理しておきたい。

武蔵国、特に見沼代用水に関する研究の初出は、『見沼代用水沿革史』²⁰⁾によれば、

「この見沼代用水沿革史については既に二十数年以前普通水利組合の頃にその編さんが企だてられ故代勘吉氏为中心となり、故小林好三先生を囑託に迎えて鋭意資料の蒐集に努められた。」

とある。その小林好三は²¹⁾、「台沼の開墾」の節で、「享保十三年幕府の吟味役井澤弥惣兵衛は幕命に依り公費を以て大規模の開墾を企て(以下略)」とあった。

(1) 武蔵国における井澤弥惣兵衛為永の評価

武蔵国に関する事項として、原淳二は『利根川荒川事典』²²⁾「井沢為永」の項のなかで、

「下総国飯沼、常陸国牛久沼、下総国手賀沼、武蔵国見沼等の湖沼の干拓事業を行い、享保12年(1727)新墾荒撫地開墾の専任を命じられる。」

と示されていた。このなかで挙げられた下総国飯沼の干拓事業について、『徳川実紀』表-10 No.5 に示した享保12(1727)年の記述を見ると、

「又勘定奉行寛播磨守重賢に飯沼新墾田検地の事命ぜられいとまを給ふ。書院番の子初見五人。」

とあり、井澤弥惣兵衛為永ではなく、勘定奉行であった寛播磨守重賢の名前であった。その業績を井澤弥惣兵衛為永の業績に含めるのは訂正する必要がある。

(2) 井澤弥惣兵衛為永の見沼代用水への関与

見沼代用水について、松浦茂樹²³⁾は、「1727(享保12)年着手し約1カ年の工事により竣工された日本有数の用水路である。この水路開発により見沼溜井をはじめとして見沼・屈巢沼・鴻沼等の大小の池沼が開発され、約2000haの新田が得られた。」

とある。『埼玉人物事典』²⁴⁾には、「この年見沼溜井地域を視察し、用水路開削の指揮をとる。後に見沼代用水路といわれる新用水路の計画は、

既に延宝1年(1673)頃から幕府勘定方役人や流域の農民たちにより立案され、見沼溜井の灌漑地域の水不足解消とともに、星川の上崎堰をめぐる忍領と騎西領の争いを解決し、合わせて元荒川・星川流域の沼沢地を干拓しようとするものだった。享保11年(1726)普請方役人が現地に派遣され準備が進められるが、弥惣兵衛も現地入りする²⁵⁾。工事は同12年9月に着手され、翌年3月にほぼ終了した。約半年間で工事が完了したことは、これまでの経験を踏まえた綿密な設計がされたためと見られる。」

見沼代用水の計画は、既に延宝元(1673)年頃から立案されていたことが指摘されてきた。

また、前出の松浦茂樹は²⁶⁾、「見沼代用水路の整備は、米将軍と呼ばれた八代将軍・吉宗の施策と深く関わっていたことは疑い得ない。しかし、吉宗の登場のみでこの大規模な開発を語ることにはできない。1673(延宝元)年、1701(元禄14)年、見沼代用水路の関係地域である忍領、鴻巣領、菖蒲領、騎西領、岩槻領、見沼溜井周辺及び下流の干害を受けている村々の同意を得て、総代たちが見沼溜井の干拓と新用水路の開削を関東郡代伊奈半左衛門に願い出た(中略)。このように、見沼干拓を含む具体的計画が地元から練られ、既に実測も行われていた。地元による構想、あるいは実際の測量結果を踏まえて、井澤が初めて現地を検分した1725(享保10)年からでもわずか3年、また工事着手からしてからわずか1年で竣工をみたのである。見沼代用水路開削は、地元と一体となって行われた事業であった。」

既に地元で用水路開削に向け、種々の計画が練られていたことで、井澤弥惣兵衛為永が関わった見沼代用水の開削が円滑に進められたとする。

8. まとめ

本稿では、井澤弥惣兵衛為永に関する既往研究と紀州藩内の一次史料を中心として整理してきた。例えば、井澤弥惣兵衛為永が関与した亀池を例に挙げると、築造当時の史料もないなかで、結論づけている状況にあった。それは、大正時代に井澤弥惣兵衛為永を顕彰しようとする動きから、過大評価に至っているのではないかとみられる状況にあった。紀州では、大畑才蔵が実質的な土木事業に携わっており、井澤弥惣兵衛為永の関与については再検討が必要であろう。

青木義脩²⁷⁾は、紀州における土木技術について、「江戸時代中期に活躍した紀伊国(紀州和歌山県)出身の土木技術者で、紀州流土木技術を関東に持ってきて根を下ろした人」

青木義脩以外にも、紀州流というキーワードのみが先行して用いられ、その位置づけあるいはその定義は明確にされていないといえる状況にあった。

また、武蔵国では、見沼代用水の計画は近世初頭に既に存在していた。その案があったからこそ、井澤弥惣兵衛為永が関与した享保年間の開発が迅速に行うことができたという。武蔵国における社会基盤整備の歴史的評価としては、井澤弥惣兵衛為永よりも先述した近世初頭における地元の計画やそれらに関与した人物の活躍に焦点を当てて、彼らの事績を整理することで武蔵国における真の社会基盤整備事業の実態に迫れるものと考えられる。

江戸幕府で井澤弥惣兵衛為永は、享保10(1725)年に勘定吟味役格で布衣の位を得た(表-11 No.4)。布衣の位とは、享保20(1735)年の『徳川実紀』をみると、「明日利根姫君降誕により、諸大名并に布衣以上、寄合までみな出仕して賀し奉る。」

翌28日の記述には、

「布衣以上は中の門外にて拝送し。(以下略)」

徳川吉宗の養女となり將軍家に入った利根姫を迎え入れる際には、諸大名と布衣の位を得た者のみが参列可能であり、名誉ある立場であったことが、これらの記述からも理解できる。その後、井澤弥惣兵衛為永は美濃郡代を経て、最終的に表-12 No.30で記載の寄合(旗本で3千石以上の無役の者の称)となった。このことから、井澤弥惣兵衛為永は優秀な官僚であったことは間違いなく、その点は大いに評価できる。しかしながら、本件と彼自身が土木技術者であったことは分けて考える必要がある。

補注

- [1] 参考文献21), p.1175には、「井沢氏と紀州におけるその活動」の節が設けられている。そのなかでは、小田用水新鑿(地元、紀州では「小田井用水」と称し、「小田用水」とは言わない)では、「この工事を直接担当したのは当時土木の鬼才と称されていた大畑才蔵であるが、為永はその上司として工事の測量、経費の出納等にあたった。」また、小林好三による菖蒲町教育委員会：郷土のさま、菖蒲町教育委員会、1953には、「井沢氏は郷国紀州に幾多の土木事業を残した外(以下略)」とあった。3章および5章で示した様に、測量、丁場割りなどの管理を含め、実質的な作業は大畑才蔵が実施している。工事の進捗を井澤弥惣兵衛為永に報告した史料のみが現存しており、先の文献はどこから引用したのかは不明である。
- [2] 享保11(1726)年に井澤弥惣兵衛為永が見沼周辺へ現地入りしたと『埼玉人物事典』に記載はあったが、本研究で対象とした『徳川実紀』にその記載は存在しなかった。

参考文献

- 1) 高崎哲郎：水の匠・水の司―“紀州流”治水・利水

- の祖 井澤弥惣兵衛, 247p, 鹿島出版会, 2009.
- 2) さいたま市立博物館：第43回特別展「見沼～水と人の交流史～」, p.15, さいたま市立博物館, 2019.
- 3) 堀内信：南紀徳川史 全18冊, 清文堂出版, 1990.
- 4) 黒板勝美：新訂増補版 徳川實紀〈第1篇〉(国史大系)～徳川實紀〈第10篇〉(国史大系), 吉川弘文館, 1990-1991.
- 5) 大畑才蔵全集編さん委員会：大畑才蔵, 1330p, 橋本市, 1993.
- 6) 前掲5), p.97.
- 7) 西山孝樹・知野泰明：紀の川上・中流域における近世中期以前の灌漑水利の変遷に関する研究, vol. 68, No.1, pp.11-21, 土木学会論文集 D2, 2012.
- 8) 前掲5), p.97.
- 9) 大谷貞夫：『江戸幕府治水政策史の研究』, pp.116 - 117, pp.274 - 275, 雄山閣出版, 1996.
- 10) 市川正三：『井沢弥惣兵衛 大江戸の繁栄を支えた見沼代用水生みの親』, pp.14-15, 見沼代用水土地改良区, 2005.
- 11) 新沢嘉芽統：『農業水利論』, pp.264-271, pp.359-364, 東京大学出版会, 1980.
- 12) 見沼土地改良区：『見沼土地改良区史 資料編』, pp.264-271, 見沼土地改良区, 1988.
- 13) 松浦茂樹：『国土の開発と河川 条里制からダム開発まで』, pp.59 - 113, 鹿島出版会, 1989.
- 14) 海南市史編さん委員会：海南市史 第二巻 各説編, pp.711-731, 海南市, 1990.
- 15) 和歌山県史編さん委員会：和歌山県史 人物, p.29, 和歌山県, 1989.
- 16) 井奈良彦：井澤弥惣兵衛為永の業績, 農業農村工学会誌, Vol. 47, No. 4, pp.283-286, 1979.
- 17) 稲田正太郎：井澤弥惣兵衛考, 紀州文化史研究第一巻下, pp.62-67, 国書刊行会, 1983.
- 18) 海南市史編さん委員会：海南市史 第一巻 通史編, pp.431-434, 海南市, 1994.
- 19) 南方久晴(講演)・浦和市立郷土博物館(編集)：井澤弥惣兵衛為永-その生涯と事業-～国指定史跡見沼通船堀整備事業竣工記念講演会から～, 浦和市博物館研究調査報告書第26集, 浦和市立郷土博物館, pp.10-31, 1999.
- 20) 松浦茂樹：河川工法「関東流」「紀州流」の成立とその評価, 水利科学, No.367, pp.1-24, 2019.
- 21) 遠藤長一郎：見沼代用水沿革史, 見沼代用水土地改良区, p.1, 1957.
- 22) 小林好三・三箇村報道室：郷土の香り, 三箇村, 1954.
- 23) 利根川文化研究会：利根川荒川事典, 国書刊行会, p.31, 2004.
- 24) 松浦茂樹：見沼田んぼの成立と展開, 野外調査研究, Vol. 1, No.26, pp.27, 2017.
- 25) 埼玉県教育委員会：埼玉人物事典, 埼玉県, pp.66-67, 1998.
- 26) 前掲24), pp.28-30.
- 27) 青木義脩：井澤弥惣兵衛 その人, 埼玉県主催『埼玉初の“世界かんがい施設遺産”見沼代用水 その技術』, SKIP シティ彩の国ビジュアルプラザ4階映像ホール, 2020年9月5日.

(2021.4.12受付)